

熱中症保険

ご契約に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、お申し込みにあたって特に注意いただきたいこと（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載しています。重要な書面ですので、必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 本書面のほか、契約内容に関する事項や保険金等の支払事由およびお支払いできない場合などは、「普通保険約款」および「特約条項」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- ご家族を被保険者とする場合など、被保険者が保険契約者と異なる場合には、被保険者となる方にも本書面の記載内容を必ずご説明ください。
- 保険金等のご請求は、被保険者ご自身で行っていただきます。その際に、被保険者のメールアドレスが必要になりますので、事前にご準備ください。
- 「普通保険約款」および「特約条項」は第一スマート少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）のホームページからご覧いただけます。
- お客さまに本保険契約をお申し込みいただくことで、お客さまは本書面の説明を受けたうえで本書面の電磁的方法による提供を受けたものとみなします。

契約概要

- 保険商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

① 商品の仕組み

- 熱中症保険は「人保険普通保険約款」に「熱中症特約」を付帯した商品の名称です。
- 被保険者が責任開始期以後に「熱中症特約」に定める熱中症の治療を目的とした点滴注射や入院をしたときに、一時金をお支払いします。
- お申し込みにあたっては、熱中症のリスクに備えたい期間に応じて、契約種類を「1日単位契約」と「月単位契約」のいずれかよりご選択いただきます。

「熱中症保険」の全体像

人保険普通
保険約款



熱中症特約

契約の基本的な取り扱いをまとめたものです。

この保険における「契約種類^{*1}」と「保険期間」は以下の通りです。

契約種類	保険期間
1日単位契約	1日以上7日以下（1日単位）
月単位契約	1か月以上7か月以下（1か月単位）

熱中症特約にもとづき、治療給付金・入院給付金^{*2}をお支払いします。

治療給付金	熱中症により点滴注射を受けたときに給付金（一時金）をお支払いします。
入院給付金	熱中症により入院の日数が継続して2日以上となる入院を開始したときに給付金（一時金）をお支払いします。

*1：契約種類（1日単位契約・月単位契約）は、申込後に変更することはできません。

*2：それぞれの給付金の詳細については「② 保障内容と給付金をお支払いする場合」をご確認ください。

② 保障内容と給付金をお支払いする場合

- この保険で支払われる給付金は以下のとおりです。詳しくは、「普通保険約款および特約条項」をご確認ください。
- この保険で支払われる給付金の受取人は被保険者になります。
- この保険は当社が保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約者が指定した責任開始期^{*1}より保障が開始されます。

*1：責任開始期については、「④ 保険期間および責任開始期」をご確認ください。

②-I. 治療給付金

支払事由	被保険者が、保険期間中につきのいずれにも該当する点滴注射を受けたとき (1) 責任開始期以後に発生した日射または熱射による身体の障害 ^{*1} の治療を目的とする点滴注射であること (2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、注射料の算定対象として定められている点滴注射であること (3) 病院または診療所 ^{*2} における点滴注射であること
	*1：高温や多湿の環境下で生じる脱水状態や意識障害等の、いわゆる「熱中症」の症状をいいます。
	*2：医療法に定める日本国内にある病院または診療所をいいます。

支払額	契約内容確認証に記載の給付金額（一時金）
支払限度	保険期間を通じて、1回の日射または熱射による身体の障害に限り、治療給付金をお支払いします。

②-Ⅱ. 入院給付金

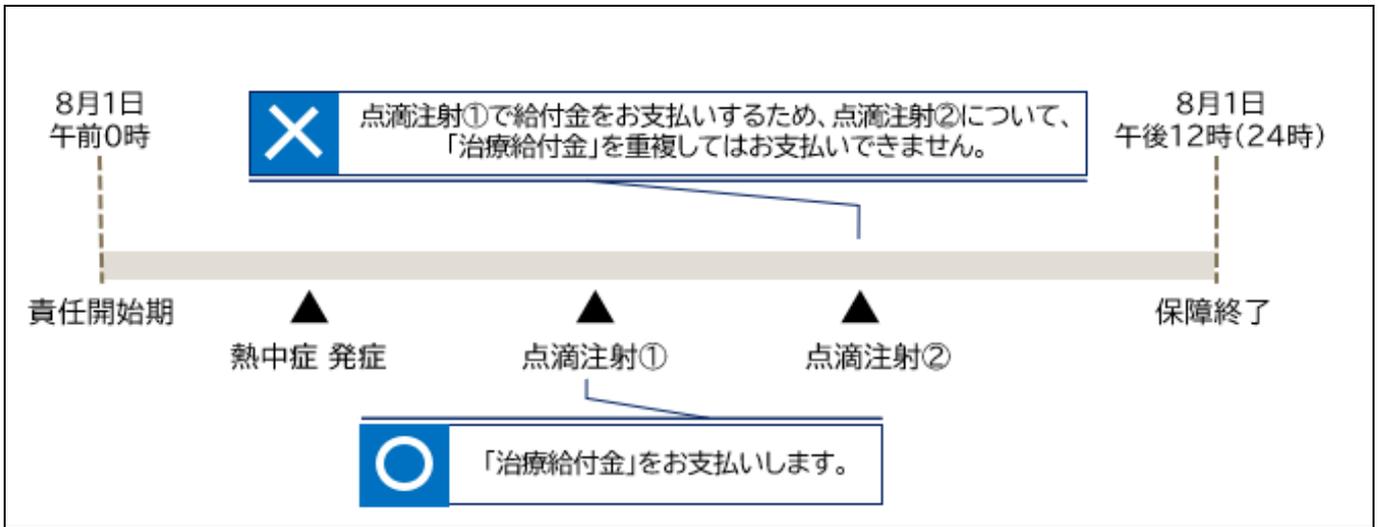
支払事由	<p>被保険者が、保険期間中につきのいずれにも該当する入院を開始したとき</p> <p>(1) 責任開始期以後に発生した日射または熱射による身体の障害*¹の治療を目的とする入院であること</p> <p>(2) 病院または診療所*²（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります）における入院であること</p> <p>(3) その入院の日数が、(1)の身体の障害の治療を目的として継続して2日以上（1泊2日以上）であること</p> <p>*¹：高温や多湿の環境下で生じる脱水状態や意識障害等の、いわゆる「熱中症」の症状をいいます。</p> <p>*²：医療法に定める日本国内にある病院または診療所をいいます。</p>
支払額	契約内容確認証に記載の給付金額（一時金）
支払限度	保険期間を通じて、1回の日射または熱射による身体の障害に限り、入院給付金をお支払いします。

②-Ⅲ. 治療給付金および入院給付金のお支払いに関する補則

◆複数回の点滴注射・入院をした場合

被保険者が、同一の日射または熱射による身体の障害により支払事由に該当する2以上の点滴注射を受けた場合、または同一の日射または熱射による身体の障害により支払事由に該当する2以上の入院をした場合でも、治療給付金または入院給付金を重複してはお支払いしません。

例：1日単位契約で、保険期間中（8月1日）に熱中症になり、午前中に点滴注射①を受けたが、帰宅中に容態が悪化し、その日の午後再度点滴注射②を受けた場合。

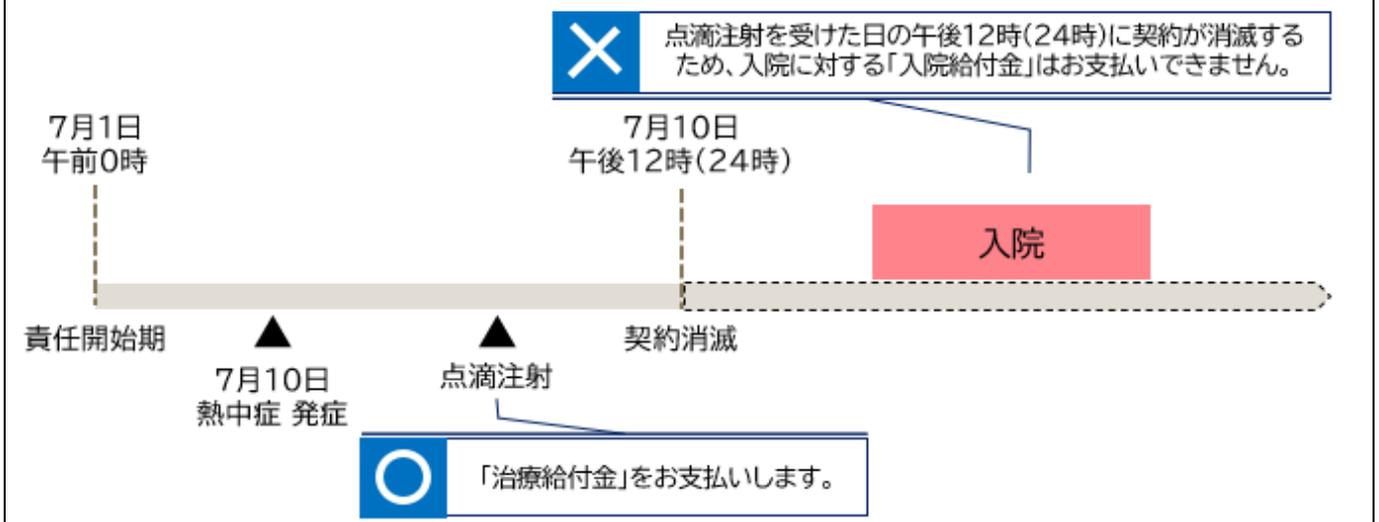


②-IV. 留意事項

◆ 給付金をお支払いした場合の保険契約について

- ・ 日射または熱射による身体の障害の発生と点滴注射がともに保険期間中で、当社が治療給付金をお支払いした場合、被保険者が治療給付金の支払事由に該当した日の午後12時(24時)に保険契約は消滅します。
- ・ 日射または熱射による身体の障害の発生と入院開始がともに保険期間中で、当社が入院給付金をお支払いした場合、被保険者が入院給付金の支払事由に該当した日の午後12時(24時)に保険契約は消滅します。
- ・ 日射または熱射による身体の障害の発生、点滴注射および入院開始が保険期間中で、被保険者が治療給付金の支払事由に該当した日と入院給付金の支払事由に該当した日が同一であり、かつ、点滴注射および入院による治療の目的が同一の日射または熱射による身体の障害である場合は、治療給付金および入院給付金をお支払いします。この場合において、被保険者が治療給付金および入院給付金の支払事由に該当した日の午後12時(24時)に保険契約は消滅します。
- ・ 保険契約が消滅した場合、以後の保障はなくなります。

例：月単位契約（責任開始期 7月 1日・保険期間 2 か月）で、7月10日に熱中症になり、点滴注射を受け帰宅した。その後、同じ熱中症の治療のため7月20日から3日間入院をした場合。



※なお、被保険者が保険期間中に発生した日射または熱射による身体の障害により、その身体の障害が発生した日の翌日に点滴注射を受けたときまたは入院を開始したときは、点滴注射を受けたときまたは入院を開始したときが保険期間満了後（支払限度により消滅した後も含む）であっても、保険期間中に支払事由に該当したものとみなして取り扱います。

- ・ 給付金をお支払いする限度については、「②- I. 治療給付金」「②- II. 入院給付金」をご確認ください。

③ 給付金をお支払いしない主な場合

給付金の支払事由に該当した場合であっても、つぎのいずれかにより支払事由に該当した場合には給付金をお支払いしません。

その他の給付金をお支払いしない場合については、【注意喚起情報】「④ 給付金をお支払いしない主な場合」を必ずご確認ください。

給付金をお支払いしない主な場合

- ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・ 被保険者の犯罪行為
- ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

④ 保険期間および責任開始期

◆ 保険期間

- ・ つぎのいずれかよりご選択いただけます。（ただし、保険期間は4月1日から10月31日までの間で設定する必要があります。）
 - (1) 1日単位契約：1日以上7日以下（1日単位）
 - (2) 月単位契約：1か月以上7か月以下（1か月単位）
- ・ 保険期間は「契約内容確認証」にてご確認ください。

◆ 責任開始期（保険期間の始期）

- ・ 当社が保険契約の申込を承諾した場合に、当社所定の範囲内で保険契約者が指定した日の午前0時を責任開始期とし保障が開始され、保険期間満了日の午後12時(24時)に保障が終了します。
- ・ ただし、1日単位契約を選択した場合で、午前9時より前に申込を完了したときは、申込日当日の午前10時を責任開始期に指定することができます。

※当社が保険契約の申込を承諾した場合に、責任開始期より保障が開始されますので、当社の審査の結果ご契約をお引き受けできない場合には、お申し込みが完了しても保障は開始されません。

- ・ 契約日は、当社が責任を開始する日（責任開始期が属する日）となります。

⑤ 保険契約の更新

この保険では、更新は取り扱いません。

⑥ 申込のご検討にあたって

この保険の申込画面等にて予め設定されている給付金額をご確認いただき、公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

⑦ 引受条件（契約年齢等）

- この保険は、18歳以上（申込日時点における満年齢）の方が保険契約者としてお申し込みいただけます。
- 被保険者は0歳～99歳（責任開始の日における満年齢）までお申し込みいただくことができ、被保険者としてご指定いただける方は、保険契約者本人または保険契約者の子・配偶者・父母および義父母となります。
- 1回の申込手続きで、最大10名まで被保険者を設定いただくことが可能です。
- 保険契約者と別の方を被保険者とする場合には、被保険者となる方にも本書面の記載内容をご説明いただき、同意を得たうえでお申し込みください。
- 同一被保険者につき、保険期間の重複する保険契約のお申し込みはいただけません。
- この保険で過去に給付金をお受け取りされたことのある方は、給付金のお受け取りと同一年内に再度お申し込みはいただけません。

⑧ 保険料

- この保険の保険料は、被保険者の年齢・性別による差異はありません。
- (1) 1日単位契約
1日単位契約の保険料は、保険期間・給付金額によって異なります。保険料の金額は、申込画面にてご確認ください。
 - (2) 月単位契約
月単位契約の月払保険料は、給付金額によって異なります。月払保険料の金額は、申込画面にてご確認ください。

⑨ 保険料の払込方法、保険料払込期間

- (1) 1日単位契約
 - 保険料のお支払いは、当社の指定するクレジットカードによる一時払となります。この保険契約の申込と同時に保険料をお払い込みいただけます。
 - 一時払保険料は責任開始期までに払い込むものとし、責任開始期までに払込みがない場合は、保険契約を無効とします。
- (2) 月単位契約
 - 保険料のお支払いは、当社の指定するクレジットカードによる月払となります。この保険契約の申込と同時に第1回保険料をお払い込みいただけます。
 - 月払の第1回保険料は責任開始期までに払い込むものとし、責任開始期までに払込みがない場合は、

保険契約を無効とします。

- 月払の第2回以後の保険料は、毎月の払込期日（月単位の契約応当日とします。以下同じ）までにお支払いください。
- 第2回以後の保険料のクレジットカードへのご請求日は、毎月の払込期日となります。
- 請求日にクレジットカード決済ができなかった場合は、つぎの払込期日に当月分の保険料とまとめて請求いたします。
- 保険料の払込みと払込猶予期間の具体例については、【注意喚起情報】「⑥ 保険料の払込猶予期間・無効・失効」をご確認ください。

⑩ 給付金の請求方法・お受け取り方法について

- 保険契約者と被保険者が同一の場合は、契約者用マイページ上で手続きいただく必要があります。お手続きの方法の詳細につきましては、契約者用マイページをご確認ください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者ご自身が各被保険者用マイページ上で手続きいただく必要があります。ご契約成立後に当社より保険契約者あてに各被保険者用マイページ URL と各被保険者の ID をお送りしますので、保険契約者から各被保険者あてに当該情報をご連携ください。
- 被保険者が未成年の場合は、保険契約者あてにお送りする被保険者用マイページ URL より被保険者の親権者がお手続きをしてください。
- 「給付金が支払われる場合に該当するのでは？」と思われるときや、ご不明点がある場合には、当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。
- 給付金のお受け取り方法として、金融機関口座または電子マネーでのお受け取りをご選択いただけます。

【電子マネーでのお受け取りについての留意点】

- 提供事業者がサービスの提供を終了した等の場合には、当該提供事業者における電子マネーによる給付金支払の取り扱いを中止します。また、当社は、提供事業者の全部又は一部における電子マネーによる給付金支払の取り扱いを中止することがあります。
- 給付金を電子マネーで受け取る場合は、当社が給付金をお支払いする時点において給付金の受取人が各サービスのユーザーである必要があります。
- 電子マネーを使用できる店舗等は限られており、お買い物等の際に電子マネーを使用することができない場合があることにご留意ください。また、受け取った電子マネーを現金に交換することはできません。
- お申し込み時点で当社において取り扱っている電子マネーは下表の通りです。お客さまの給付金請求時点においても取り扱うことを保証するものではありません。

サービス	電子マネー (提供事業者)	有効期限
d 払い残高	d 払い残高 (現金バリュー) (株式会社NTTドコモ)	なし
au PAY プリペイドカード	au PAY 残高 (auペイメント株式会社)	なし
ソフトバンクカード	プリペイドバリュー (SBペイメントサービス株式会社)	最後の残高変動から2年間

(注1) 名称・有効期限等は 2025 年 4 月時点の内容であり、提供事業者により変更となる可能性があります。

(注2) お客さまの通信契約等の種類によっては、有効期限が異なる場合があります。

- ・ 給付金は、金銭と電子マネーのいずれで受け取っても等価です。
- ・ 各電子マネーは、各電子マネーの提供事業者が発行するものであり、当社が電子マネーを発行するものではありません。
- ・ 電子マネーにてお受け取りいただいた給付金を当社に返還いただく事由が生じた場合、現金で返還いただく場合があります。
- ・ 電子マネーについての照会窓口
当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。
(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/articles/8625391012761>)

⑪ 保険期間中の保険料の増額または給付金額の減額もしくは給付金の削減払

- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、保険期間の途中であっても、当社の定めるところにより、保険責任の残余期間分の保険料の増額または給付金額の減額を行うことがあります。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、給付金の削減払を行うことがあります。

⑫ 契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

⑬ 解約と解約返還金

- ・ ご契約を解約される場合は、契約者用マイページ上でお手続きが必要です。なお、解約日は、当社が通知を受信した日（オンライン申請のお手続き日）とします。
- ・ この保険には解約返還金はありません。
- ・ 解約された時点でご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

⑭ 給付金額の減額（一部解約）

給付金額の減額（一部解約）はお取り扱いしません。

⑮ 給付金の受取人の代理人による請求

被保険者が自ら給付金を請求できない場合*¹、当社の承諾を得たうえで、つぎの範囲内の方が給付金の請求に必要な書類を当社に提出して、給付金の受取人の代理人として給付金を請求することができます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族

※なお、被保険者と同居または生計を一にしている者その他それらの者と同等の関係にある方を給付金の受取人の代理人として認める場合もありますので、当社までお問い合わせください。

*¹：被保険者がつぎのいずれかに該当している場合を指します。

- ・ 給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・ 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合

注意喚起情報

- ・ ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

① クーリング・オフについて

この保険は保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象外です。

② 告知義務について

この保険は、告知いただく事項はございません。

③ 責任開始期

【契約概要】「④ 保険期間および責任開始期」をご確認ください。

④ 給付金をお支払いしない主な場合

- ・ 【契約概要】「③ 給付金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、給付金を削減して支払うことがあります。

また、以下の場合、給付金のお支払いができません。詳しくは「普通保険約款または特約条項」をご確認ください。

- ・ 責任開始期より前からすでに発生していた日射または熱射による身体の障害を原因とする、給付金の請求の場合
- ・ 保険料の払込みがなく、契約が失効した後に給付金をお支払いする場合に該当した場合
- ・ 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除された場合
- ・ 保険契約について詐欺の行為により契約が取消になった場合、または給付金の不法取得目的があつて契約が無効になった場合

⑤ 被保険者による解除請求について

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解除を請求することができます。この場合、保険契約者は当社に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除しなければなりません。詳しくは、「普通保険約款または特約条項」をご確認ください。

⑥ 保険料の払込猶予期間・無効・失効

(1) 1日単位契約

- 一時払保険料の払込猶予期間の設定はなく、責任開始期までに払込みがない場合は、保険契約を無効とします。

(2) 月単位契約

- 第1回保険料の払込猶予期間の設定はなく、責任開始期までに払込みがない場合は、保険契約を無効とします。
- 第2回以後の保険料の払込猶予期間は、払込期日の翌日から払込期日が属する月の翌月の契約応当日までとし、猶予期間内に保険料の払込みがないときは、猶予期間の満了日の翌日から保険契約は効力を失います。
- 払込期日または猶予期間中に給付金をお支払いする場合に該当したときは、給付金から未払込保険料を差し引いてお支払いすることがあります。

(保険料の払込みと払込猶予期間の例)

申込日が7/10、契約日（責任開始の日）が7/11の場合

※払込期日（クレジットカードへの請求日）は毎月11日

7/10：お申し込みと同時に第1回保険料をお支払いいただきます。

7/11：契約日（責任開始の日）

8/11：第2回保険料の払込期日→未払

9/11：第2回保険料の払込猶予期間の期限 →未払

9/12：猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。



- この保険には失効したご契約の復活、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。
- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中であっても保険契約の保険料の増額を行うことがあります。

⑦ 保険契約者保護機構について

当社は少額短期保険会社であるため、「保険契約者保護機構」に加入していません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

⑧ 当社お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

第一スマート少額短期保険株式会社
「よくあるご質問」
<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「よくあるご質問」では解決しない場合、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>) からメールにてお問い合わせください。

なお、当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

⑨ 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消し、もしくは無効に関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑩ 指定紛争解決機関

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟するつぎの「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144【平日 9：00～12：00、13：00～17：00】

(土日祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

⑪ 保険料控除について

この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。

⑫ その他ご契約時の注意事項

- ・ 保険契約を申し込みいただいたのち、契約内容確認証が発行されます。発行にあたってはご契約者が登録されたメールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。なお、契約内容確認証は、保険契約者あてにお送りする契約者用・被保険者用マイページ URL からご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合、保険契約者は、必ず被保険者（被保険者が未成年の場合はその親権者）あてに当該 URL を連絡し、契約内容確認証をダウンロードいただくようお願いいたします。

- ・当社をはじめ、少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約をお引き受けします。
 - (1) 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、保険期間は1年以内です。
 - (2) 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、1人の被保険者についてお引き受けする保険金額の上限は、死亡保険、重度障害保険（調整規定があるもの）および傷害死亡保険がそれぞれ300万円、医療保険等が80万円です。
 - (3) 1人の被保険者についてお引き受けするすべての保険の合計保険金額の上限は1,000万円です。
 - (4) 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、1人（または一社）の保険契約者についてお引き受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は、死亡保険、重度障害保険（調整規定があるもの）および傷害死亡保険がそれぞれ3億円、医療保険等が8,000万円です。

その他の条件は、契約概要「⑦ 引受条件（契約年齢等）」に記載のとおりとします。

個人情報取り扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、以下の利用目的達成のために第三者に提供することがあります。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

グループ間共同利用・第三者提供

当社では、取得した氏名・生年月日・住所等の個人情報をグループ会社とお客さまが登録・利用している会員サービス企業等（リンク先参照）へ提供します。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

【共同利用に関する表示】

当社は、取得した個人情報を第一生命グループ会社において共同で利用いたします。

詳細については、つぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

【第三者への提供に関する表示】

当社は、取得した個人情報を会員サービス企業等へ提供することがあります。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

会員サービス企業等についてはつぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com>

機微（センシティブ）情報の取り扱い

被保険者の健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

<当社お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」からメールにてお問い合わせください。

「よくあるご質問」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「お問い合わせフォーム」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>

※当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

※保険の解約のお手続きは契約者用マイページから、保険金等の請求のお手続きは契約者用マイページまたは各被保険者用マイページからそれぞれ実施頂けます。

※契約者用マイページおよび各被保険者用マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールからご確認頂けます。

2025 年 4 月

(登)DS240105(2025.2)